

(第一類 第三号)

第五回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第二十三号

昭和二十四年五月十六日(月曜日) 午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長 中島 守利君
- 理事 大泉 寛三君 理事 川西 清君
- 理事 川本 末治君 理事 菅家 喜六君
- 理事 福田 篤泰君 理事 久保田 鶴松君
- 理事 藤田 義光君 理事 立花 敏男君
- 理事 小平 忠君
- 大内 一郎君 河原伊三郎君
- 清水 逸平君 野村專太郎君
- 龍野喜一郎君 足鹿 覺君
- 門司 亮君 千葉 三郎君
- 谷口善太郎君 田中 豊君
- 井出 太郎君

出席政府委員

- 國家地方警察 榊山 俊夫君
- 本部長 武藤 文雄君
- 國家地方警察 間狩 信義君
- (防犯課長) 中野 正幸君
- (交通課長) 委員外の出席者
- 專門員 有松 昇君
- 專門員 長橋 茂男君

五月十六日

大泉寛三君及び小平忠君が理事に追加当選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選
古物營業取締法案(内閣提出第一六三号)

第一類第三号

地方行政委員會議録 第二十三号 昭和二十四年五月十六日

道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九七号)

○中島委員長 これより會議を開きます。

この際、議題に入ります前に、去る五月十三日の議院運営委員会において、各委員会に理事を、民主自由党及び新政協協議会よりそれぞれ一名増加することに決しましたので、これより理事の追加選任を行いたいと存しますが、これは投票の手続を省略して、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なきものと認め、委員長より指名いたします。民主自由党より大泉寛三君、新政協協議会より小平忠君を、それぞれ理事に指名いたします。

○中島委員長 これより古物營業取締法案、内閣提出第一六三号を議題といたします。本法案につきましては、質疑は前会において大体終了いたしましたのでありますが、ふだいまい、二の質疑の希望があるようでありますから、この際許したいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 足原君。
○足原委員 先日來問題になつております第一條の古物の定義について門司委員なり久保田委員からも、再度にわたつて御質疑が行われたのであります。が、当局の御見解がはつきりいたして

おらないようであります。その後日時もたつておりますし、いろいろ御研究になつたと思ひますので、いま一應この点をはつきりさせていたがたい。これについての御見解を伺いたないのであります。

それは、あらためて申し上げる必要もないのであります。物調法第一條の定義による國民所得の物を除く、こゝういふことになつておりました。新品といへども、一べん國民の所得になつた場合は、これを古物とみなして取扱うかどうかという問題は、現在の生活状態から見まして、相当問題があるように考えられるのであります。薄給官吏あるいは公吏、その他一般國民の間におきましても、配給を受けておられないで、そのまゝの姿においてこれを賣渡しをするというような実情はたくさんあるのであります。特に取締りの任に當る警察官という方々人々の間においてすら、そういう実情があるのであります。従つて、これについては、はつきりしておかないといふと、あとで疑義があつてもならないと存じますので、今一應、しつこいようでありませぬが、当局の御見解をこの際承つておきたい、かように存するのであります。

が制定されておるのであります。たとへば衣料品配給規則におきましては、その第一條におきまして、ただいま御指摘になりましたような規定が存在しておるのであります。衣料品配給規則は、衣料品の配給を統制することになつておりましたが、その衣料品の中で、生産資材、中古品及び消費者の所有するものを除くということに規定されております。中古品がむろん除かれておりますし、従つて消費者の所有するものが新品でございまして、配給規則より除外するといふ趣旨に解釈すべきものだと思つておられます。ところが消費者の持つておられます新品が、古物商なりあるいは小賣商、そういう業者の手に再び渡りました場合にどうなるかという問題を生ずるのであります。が、そのものが新品でありませぬれば、消費者の所有するものを除くとなつておりますので、業者の所有するものを除くとなつておられませんから、新品でありますれば、法律的解釈いたしました受けると思われるべきだと思います。但し實際問題といたしまして、あるものが新品であるか、それとも中古品であるかという点の認定になつて参ります。これは非常にむずかしいのでありまして、たとへばはおりのごときを、全然使つてなければ、むろん新品でございまして、ところが一度手を通したものでありますれば、中古品と言わざるを得ない。しかしながら、一度手を通しただけでは、外見上はまづたく何ら

汚損もありませんし、全然新品と同じであります。従ひまして、消費者の持つておりましたものが、さらに業者に渡りました場合に、それが新品であるか、中古品であるかといふことは、現実の問題といたしましては、ほとんど不明瞭であるといふ場合が多いのであります。そこで、實際どういふふうに取り扱ふかということに進んで参りますれば、衣料品配給規則の建前から申しまして、消費者の手に一旦渡りましたものは、もう配給の目的を一應達しておりますので、それからさらに業者に渡りましても、その消費者の手を通して業者が取得したものであるといふことが明瞭でありますれば、衣料品配給規則の適用から除外するといふ取扱ひにいたしました。さしつかえないと思ひます。いかにしてそれを明瞭にするかということが、次に問題になるわけでありませぬが、これは中古品につきましても、價格査定規則がございまして、價格の査定を受けて査定紙を張るといふような制度がございまして、これを勵行いたしますことによりまして、中古品と新品との区別も明らかにいたしますので、そういうことの勵行によりまして、これを中古品として衣料配給規則の適用から除くといふような、取扱ひと申しますが、取締りの基準にいたして参りたいと思ひます。

本案の目的として居るところは、最近非常によく似た強盗、強盗などに
よる犯罪の捜査、あるいは検査のため
に、贓品がその営業内で取扱われる
習慣が非常に多い古物商を取締ること
によつて、犯罪の検査、もしくは捜査
を容易にしようとするを目的とする
法律案でありまして、その意味
ではそれは必要な法律であるかとも一
應思われるのであります。しかし考
へて見ますと、犯罪者があつて贓品が盛
んに洗れるということ、古物を賣買
する営業をやるということとは、おの
ずから別個のことでありまして、中
には非常によく似た悪徳業者があつ
て、犯罪者と結託して居るような事
例もあるやうであります。これは一部
分の特別な場合でありまして、多くの
古物業者は、犯罪とは別個に居るた
りまして、この営業を営んで居るので
あります。従つてもし贓品をその営業中
に取扱うやうな場合がありまして、
業者のほとんどがそれを知らずに、犯
罪者にごまかされたり、あるいは悪徳
業者にごまかされたりして、これを正
当な商品として取扱つて居るのであり
まして、犯罪の見地から見ますと、繰
返すやうであります。全然別個の立
場に立つて居るのであります。犯罪者
に対する捜査あるいは検査といふこと
は、あらゆる手段を盡してなすべきで
あります。これを全然別個の立場を
持つて居る営業者に対して、その協力
を求めるといふことは非情によいこと
でありませんが、協力を求めることの必
要が急にして、むしろ業者に不当な義
務を負わしたり、あるいは嚴重な刑罰
を加へることを前提としてこれを取締
るやうなやり方は、正當な業者の行爲

を警察の一方的な都合から束縛し、圧
迫するものでありまして、本法の建前
から考へても、やはり大きな間違いで
はないかと私は思ふのであります。
今修正案が出まして古物営業取締
法といふのを古物営業法といふふう
にかえられました。その中で説明者は、
すべての業者を悪徳業者と見るもので
はない、このことを主張されまし
たが、すべての業者を悪徳業者と見な
すといふならば、警察が犯罪捜査の
ために業者の協力を必要とする場合、
業者を取締るとか、あるいは不当な責
任を負わして、それに反した場合には
これに嚴重な刑罰を加へるとかといふ
やうな、かつて旧憲法下における同様
の取締法をつくることは、非常に間違
いなのであります。その上これをこま
かく見て行きますと、この間、本委
員会で問題になりましたやうに、新憲
法に保障されておりましたところの営業
の自由、あるいはすべての國民
は、法の前に平等であるといふ平等
権、これらが侵害されておるかに見え
るのであります。第四條のいわゆる欠
格條件の点につきましても、禁錮以上
の刑に処せられて、それが終つた者が
三年以上経たないと営業の許可をされ
ない。あるいは本法に違反した者ばか
りでない、他のすべての法律に違反し
た場合でも、罰金刑が二度科せられた
人は、また営業権を許可されない。あ
るいはまたさういふやうな條件の人間
が、その親族の中におるといふだけ
で、営業を許可されないといふやうな
規定があるのであります。これは憲法
に保障されておりましたところの職業選
択の自由あるいはまたすべての人間
が法の前に平等であるといふ、いわゆ

る基本的な人権を侵害するものはなだし
いものでありまして、第一この許可す
るといふ、許可を前提としての欠格條
件を設けておること、そのこと自体に
も、非常に重大な欠陥があるわけであ
ります。また立入りあるいは調査とい
ふ点であります。警察官は必要に應
じて、必要と認められた場合は、営業中
であればいつでも、古物営業者の店舗あ
るいは住宅あるいは倉庫などに立入り
つて、商品や帳簿を強制的に調査するこ
とができる。あるいはその店の員な
り、主人なりに尋問を加へることがで
きる。この條章も、これもまた憲法
における犯罪捜査の規定、つまり責任
ある司法官の令状をもつてしなければ
ば、住居あるいは持物の捜査押収な
どはされないと、あの條章に反す
るものであると私も思ふのであり
ます。もし犯罪捜査のためあるいは犯
人捜査のために必要とあれば、本法に
規定してありますところの品蝕の状
況、つまりさういふ盗難品があつた、
これが君のところに来ていないかとい
ふやうな、この品蝕の状況は、相当具
体的なことが書いてあるのであります
が、さういふ形でそれぞれの営業者に
警察はこれを調査を依頼することがで
きます。また調査に行くことができるの
であります。さういふふうには非常に具
体的にその條件を決定して、そして調
査あるいは立入りをすると、さういふ
かあります。ただ必要に応じて常にこ
れをやる、さういふあいまいな状態で
は、業者は非常に恐い立場に追い込
まれるかと思ふのであります。この委
員会で繰返して申し上げたのでありま
すが、警察官吏の訓練の点から見まし
て、また日本の警察官吏と人民との関

係の立場から見まして、常に人民は警
察官吏の支配下にあるかのごとき觀念
を持ち、弱者のごとき觀念を持つて來
ております。今もその点が問題になつ
て、警察官であるといふことを証明す
るために、業者の方から身分証明を要
求して見せるといふのは、言ひにく
からう、警察官の方から進んで、自分
が警察官であるといふことを示すべき
だといふふうには修正されたのであり
ますが、これはつまり警察官吏に対する
場合、業者が、廣く言つて人民が、い
かに隷屬されたやうな状態に置かれて
おるかをなにも認められたいと思ふ
のであります。さういふ立場にある業
者に対して、警察官吏が必要に應じて
いつでも行けるといふやうな、あいま
いな形で、この権限が與えられており
ますと、そこにいろいろ恐い弊害が
生れて來ること、これは今日までの
経験によつて明らかでござります。
さういふ点が業者をして非常に恐
しい窮地に追い込むことになつてしま
りまして、従つてまた憲法におきまし
ては、このやうな行政官が、しかも
末端の警察官吏が、どこにでも入つて
行くといふやうな、從來の旧憲法にお
けると同様なことを嚴重に制限したの
であります。つまり責任ある司法官
の令状によらなければ、家宅捜索な
どは受けることはいらない、さうい
ふにきめた根本の精神はここにあり
ます。さういふことを本法におき
ましてはすつかりくつがえすとい
ふやうなやり方。これはやはり憲法の
條章に反するものではないかと私も
は思ふのであります。おとといの委員
会におきまして、この点を植田法務總
裁にお尋ねしましたところ、自分は憲

法に違反するとは思われない。しかしこ
の法律を施行してみても、そこに不都合
が生じた場合には、これはまたそのと
きはそのときとして改めればよいと、
さういふお答えであつたかと思ふので
あります。非常にあいまいな確信のな
いお答えでありまして、私もさうい
ふやうな形、あたかも國民を法律の試験
台にするかのごとき法律はつくりたくな
いと思ふのであります。また取締法と
いふ名称を、單なる営業法にかえまし
たが、実は内容は依然として取締法に
すぎないのであります。明治二十八年
に制定された古物商取締法、あの
精神、あのやり方、あの方法が、その
ままこの新しい法律にも盛られてお
る。業者は自分の営業についての、
たとへば営業範囲、品物の範囲を變更
した、あるいは従業員を雇ひ入れた、
あるいは主人が死んだ、あるいは店の
移轉を行つた、さういふ場合に「一々警
察に届ける義務がある。もしこれを怠
つた場合には、営業を取消されたり、
あるいは懲役、罰金等に処せられる。
また帳簿につきましては、特に古書籍
の場合については先ほど論ぜられたので
あります。その年月、品物の数量、
あるいは特徴はもとより、相手方の住
所、姓名、年齢性別、あるいは職業、
またその人間的特徴に至るまで、これ
を帳簿に記載しなければならぬ。こ
ういふ煩雜なことが業者の責任として
課されて來る。これまた非常にやりが
たいことでありまして、業者の叫びの
中には、正當な大事なお客様をまず犯
罪者として取りかかるといふやうなこ
ういふやうな言葉もありまして、さう
だろうと思ふのであります。賣りに行

く者、買いに行く者も同様に、自分を犯罪者のごとき取扱ひをする営業者に對して非常に悪い感じを持ち、ひいて警察の支配ということが、人心に與える悪い影響というものが、廣く強く深まつて行くだろうと私も思うのであります。こういう恐い取締りと、責任を業者に課ししかも何かと言へば、営業取消しとかあるいは罰金懲役によつて脅かすということは、これは正當な業をなしている人に対する基本的人權の侵害であると私もは考へるのであります。冒頭に申しましたように、犯罪捜査のために必要とあり、あるいは犯人檢査のために業者の協力を求められるならば、そういう見地から、業者をあらかじめ悪徳業者のごとく認めておるような、そういうようなふうにする見えない。こういうひどい取締りをやらなくても、十分になし得る余地があると私もは思うのであります。まして犯人檢査あるいは犯罪の防止、犯罪の捜査ということは、これは警察官吏に負わされた責任でありまして、古物業者も含めた國民大衆は、つまり主権者として、自分の社会生活を非常に安心なものとし、愉快に營業し、生命、身体、財産等の必要なものを守り、基本的人權を擁護する、そういう必要から、國民の機關として警察をこしらへたのであります。言つてみれば、警察官吏は、この古物業者も含めた人民の、いわゆる従僕であります。この従僕たる機關が、主人である人民に對して、自分に課された任務が十分に果されぬ、どうほうをつかまえる任務をもちながら、よくつかまえないというので、逆に主人に對して、あたかも従僕が主人のごとく取締り、自分の必要

のために、基本的な人權や營業權すら剝奪するやうな取締法をつくることとは、まさに本末顛倒でありまして、とうていたえられないものだと思ふのであります。私もは、こういう嚴重なる取締法をつくらなくても、業者に自由な商賣をやらせつつ、しかも喜んで警察の予期するところの犯人の捜査、あるいは犯人の檢査という仕事を協力してもらつて道はあると思ひます。これはひとり古物業者のみならず、そういう意味では國民の全体が警察に對して協力することにやぶさかでないのであります。常にこういう取締りで、罰則で脅かして、警察の言いなりほうだいに人民を縛りつけるというやり方は、これは根本的に新しい憲法下においては間違ひである、私もはこれを強く主張したいのであります。今度の國會を通じて、私もはの知り得たことは、憲法によつて新しい規定されました國民の基本的人權が、いろいろの名目のもとで破壊されつつある事実であります。今度の場合には、警察行政の二方面的必要から、この國民の基本的人權が破壊されたのであります。たとえば労働組合法におきます改正によつて見ても、これはまた、たとえ九原則といふものは絶対的至上命令だ、という名目のもとに、すべての労働者が反對するにもかかわらず、労働組合法が改悪される、そして憲法に保障された労働者の権利が縮小されて来る、こういうこともあつたのであります。こういうやり方は、絶対多數をとつた民主自由党内閣は、絶対多數で何事もできるという、驚くべき專制的な觀念から、旧憲法下におけると同様に、政府あるいは

政府機關が人民の上に立つて、その必要のために、基本的な人權として憲法に規定されたことまで、破壊しても、一向かまわないのだという、恐ろしい非民主的な觀念の上に立ての行爲としか私もには思われないのであります。こういう点から、この法律に對して、全体的な反對を私もはします。そして、全体的な反對を私もはするものであります。今修正されました二、三の、そういう点はなるほどごもつともだと思つておりましたが、必ずしも反對はいたしません、この修正だけでは、とうてい今申しました根本的な本法における欠陥は、救済されないないのであります。従つて原案並びに修正案に絶対的反対したい、こう考へておるものであります。

○足鹿委員 日本社会党を代表いたしまして、大体ただいまの五項からなる修正案に對して賛成をいたすものであります。

賛成の理由等は、すでに盡きておりますので、申し上げませんが、ただいまいろいろ御意見がありました。しかし大体において、現在の治安の状態から見まして本法が提出されたゆゑんであるやうな思ふのであります。問題は、直接關係を有する方面において法自体を理解し、納得しているかどうかということが、われわれの法案に對する取扱ひの根本でなければならぬと思ふのであります。先刻労働組合法の改正等を引例されて、谷口君が申されましたけれども、これと本件の問題を同一視して行くといふことは、私もは社会党をいたしても考へておりません。労働組合法に對しては、關係の厚い方面が全面的に反對しておるのであつて、この古物業取締法案に對しては、直接關係を深くしている筋においても一應納得している。こういう点において、ただいまの修正案が大体安當なものであるやう、かように考へるものであります。しかしながらこの問題につきましては、私は強く當局に二つの要望をいたしておきたいと思ふのであります。それは、先刻の懇談会の際にも、各派各派の意向が一致を見たりしております。第四條の点につきまして、ただ漠然と、禁錮以上の刑に処せられた者といふやうな、廣汎できつめて及ぼす影響の廣いものにつきましては、先刻質疑の際にも申し上げましたやうに、当局の解釈だけでは満足できないのであります。この点については、次の議會等において慎重に當局でも検討せられまして、適當な修正または削除の方途を講ぜられたいといふことでもあります。

第二点は、本法を運営して行く場合におきまして、附隨する政令、命令にゆだねておる点がきつめて多いといふ点であります。これは法案そのものの運用の面から言ひまして、あるいは必要であるかは知れませんが、あまりにも運用面を複雑にし、國民なり、あるいは業者なりが、法そのものを理解して行く上において、非常に遺憾な点があるやうに見受けられますので、この点についても關係の政令、命令にゆだねておる事項については、これを整理して、なるべく簡素化せられたい。

この二点を強く要望いたしました。ただいまの修正案に賛成の意を表するものであります。

○龍野委員 私は民主自由党を代表いたしまして、修正案を含めた原案に賛成の意を表するものであります。

私が申し上げるまでもなく、政治的理想は安居樂業にあるのであります。われわれ政治家たる者は、國民がその途に安んじて、明朗なる社会國家を建設するに努力しなければならぬことは当然であると存するのであります。しかるに今日の世相は、敗戦の結果によることは言へ、まことに嘆かわしいやうな状態にある。人を見たらまことにどうほうと思へといふやうな、いやな言葉、われわれは認めなければならぬやうな実情にあるのであります。たとえば停車場において、ちよつと便所に行つておる間に自分のトランクが盗まれる。またちよつと家をあけておる間に家財道具一切を盗まれるといふやうなことは、まことに國民たるもの戦々きよう／＼としておるやうな実情にあるのであります。かかる現象をできるだけ少くして、明朗なる社会をつくることは、最も喫緊の要務ではなからうかと存するのであります。しかしながら、これは単に取締りの警察官のみをもつてよくすることではない。國民全般がこれに協力しなければ、かかる社会をつくり上げることはできない。従いまして、防犯といふことは國民の社会的義務であるやうと存するのであります。しかも盗品が大部分が、いわゆる古物に非常な關係を持つておるとするならば、その古物に關係する營業を営む者が、特にその基本的權利をある程度制限されることは、まことにやむを得ない次第ではなからうか、またこれらの者が特に防犯についての責任を有することは、これも社会的義務であるやうと存じます。従いまして、なるほど古物の營業といふことは國民の基本的權利でありますけれども、かかる見地

から、公共の福祉のために、この國民の基本的権利もある程度の制限を受けなければならない。この見地から見ますならば、かかる法案は、一方においては國民の基本的権利を尊重しつつ、いわゆる社会的要請にこたえるという意味において立案しなければならぬと思ひますが、この修正案を含む法案を見ますと、まことにその二つの見地から調和を保つておこなうのであります。かかる意味において、私はこの法案が一日も早く成立することを希望するものであります。しかしながらまた、法律はその運用にあることは、これは申し上げるまでもないこととあります。先ほどもいふ／＼議論があつたのであります。が、ややどすれば、この協力を求める地位にある者を犯罪人視するといふことは、これはまことに行き過ぎであり、かかる考え方は許されないのであります。実際面において古物業者を犯罪人視するといふことが取り締りの方法は、これは断固として排除しなければならぬと存じます。あくまでも協力を求める立場においてこれが運用に当らなければならぬ。この見地から、今後法の運用にあたりましては、あくまでも古物業者の人格を尊重するといふ立場において、またその基本的権利を尊重するといふ意味において、法の運用に当らぬことを切に希望いたします。この修正案を含む原案に賛成の意を表するものであります。

現在商業界においては、古物商の存在といふものは、國民生活上、きわめて重要な位置を占めておるのであります。震災をこうむつた國民も、またこうむらない人も、このインフレのときにあたつて、いわゆる生活の安定を失つておる。こういうときに、お互いに古物に依存しなければならぬ。面が多分にあるのであります。まづたく古物商の手を煩わさなければならぬのが今日の生活であります。かくのごとく多数の國民が古物商を通じて古物を賣買しなければならぬ。従つてこの古物を通じていふ／＼な社会問題が起つて来る。従つて古物商品に対する犯罪行為がきわめて激増して来ることは当然であります。またこれを防止、摘発するには、結局古物を取扱ふ古物業者の協力を求めなければならぬといふことは当然であります。当局も古物業者の迷惑とは思ひながら、犯人の檢査、その他防犯上の協力を求められてゐるといふことは、わかつております。われ／＼はこの犯人の檢査、あるいは犯罪の防止に対して、どこまでも業者の協力を求めるのであります。先ほど各委員から申されましたことと、業者の人格をどこまでも尊重しつゝ、しかも業績をあげるといふことに万全を期してもらいたい。

たところによつても、また政府委員の説明されたところによつても、これが立法の精神は裏づけられておるものと私は思ひますので、將來未端の執行者がいふ／＼な取締り上の疑義を生じて問題を起し、あるいは訴訟等にまでなつた場合、あるいは裁判上の争ひ、あるいは判決上の問題に對しても、この政府当局者の説明なり、あるいは法の精神をこゝで定めたことは、將來これが解決に唯一の材料になると思ひます。この意味において、特に法の精神を未端に徹底せしめられ、万遺憾なきやうに努められたことを切望してやまないものであります。以上本案に対して心から賛成いたしましたのであります。

○中島委員 御異議なしと認め、さう決します。

○中島委員 次に、日程を変更しまして、道路交通取締法の一部を改正する法律案、内閣提出第九十七号を議題にいたします。

○久保田委員 一昨日でございましたが、政府委員の方より説明がございました。その説明を伺つておりました。田村町における実情が非常にあふふな。こういうふうな説明をされたのであります。そういう説明を伺ひました。私東京都においてはまだやつておられないと思ひますが、神戸、大阪、京都において行つておるようないことは、東京都においては主として車政部の方の車のみだと思ひますが、その点どうでありますか。一應伺つておきます。

○中島委員 起立多数。よつて五派共同提案の修正案は可決されました。これよりただいまの修正の部分を除いた原案の採決をいたします。賛成者の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中島委員 起立多数。よつて本案は修正議決されました。

○中島委員 起立多数。よつて本案は修正議決されました。

○久保田委員 御説明を伺へば、實際において一般の車はやつておられないといふこととありますが、そうなりまじならば右内まわりと申します。か、神戸、大阪、京都において行つておられますのは、これは正式な公安委員会等を通して、今三府縣において行つておることが非常によろしいといふことのために請願に參つておるのであります。ですから一應東京においても政府委員の方々は神戸、大阪、京都のよ

は日にちもないわけでありませうから、修正する点がなかつたら、すみやかに通していただくようお願いしたい、かように考えております。

○谷口委員 簡単に二点だけ御質問したい。結論から申しますと、私どもは習慣的な問題で、今さらこういうことをやつたのでは混乱を起すので反対をしたいと思いますのでありますが、これはかつて戦争が起つて間もないときに、一べん実行して大混乱を起して、たちまちこれをもとに直した経験があるのです、それをなされるのはよくの理由があつてのことだろうと思つておりますが、その理由をまずお聞きしたいと思つてあります。それから実際上大きな道路あるいは電車の通つてい

るような交差点などは、そんなに問題はどつちでも起らぬ。またこれは非常に技術的なことになつて来ると思ふのですが、しかし日本では歩道と車道とのわかれていない細い通りが多い。こういう場合に、車が左側を通行して人間が右側通行で、いわゆる対面交通といふことをやりますと、いづれにしても車、特に自動車などは、その道の真中を通るから左側も右側もない。つまり人間が歩いていると、前から来る自動車と、うしろから来る自動車にも注意しなければならぬ。だから左側を右側に直すといふことはナンセンスだと思ふ。それから小さい交差点では右側を通つていられる人間が曲る場合に、こつちから来る自動車なり自轉車なりが、今度は左側ですからまともに衝突するおそれがあるわけですから、角を通るときには、人間は距離の経済をやるの見えて、たいがいぎりぎりのところを通りますが、その場合にたとえ右側

を通つて右に廻る、車は相手を見ないで左側を通つて左に廻りますからぶつかる。むしろ右側を通つて対面交通をとる方が事故の度合が多くなると思つて、そういう点があるので、長い間の左側を通る習慣までぶちこわしてやらなければならぬというには、よくよくの事情があるのだと思つて、この間からの政府委員の御答弁では納得行かない、そういう点をお聞きせ願ひたい。もう一つは取締りの点であります、改正法ではいろいろな罰則の規定が複雑になり重くなつてい

る。こういう点を私どもは実は腑に落ちない。今川本委員から調査の最近の態度についてお話がありました、これは私どもはまつたく同意で、民主自由党と共産党とが期せずして一致したわけでありませう、今ここに一つ私どもの方から資料が出ております。これは長野警察署の発行したものでありまして、交通違反通告書という、おそろく川本さんあたりがもらはなかつたのは、国会議員のおかげで、普通の人間からこういうものをもらうんで、お前はこつちをこつちをやつていられるから、日までに出頭せよといふことを書いて、もし出頭しなかつたら逮捕状を發すと書いてある。一々逮捕するとか、出頭せよとかいふようなことではなくしていただきたい。こつち、二年前までは交通違反もなか／＼明らから、おばあさん、そこを通つちやいけませんといつて注意をして秋してくださつたので、みな好感を持つて交通違反がはなつて元の通りになつてしまつた。国会議員でも交番へつれて行かれて油をしぼられる状態でありませうか

ら、普通の人はどれほど油をしぼられるかもわからない。ましてこの取締り法案で嚴重にして、罰金も国会議員の歳費では拂えないような状態ですか、これは明らかに時代に逆行するものである。もし違反行為をしておつたら、あなたのヘッドライトはつかんじやないか、つくようにして来ないかという程度で、すぐ罰金とか何とかしないようにして直してもらつた方がよいのではないかと思ふ。こういう点について警察と民衆との間に和氣あい／＼と交通道徳が高揚するような方向に改正される御意思がないか。この二点をお尋ねいたします。

○議員國務大臣 今のお尋ね、まことにこつちもつとですが、ただいまのところでは去年の三月から自治警察と國家警察とが別になりましたために、非常事態に入らない限り、私どもは個々の事項については命令をされぬようになりましたわけで、ただいまはちやうど警視廳、自治体警察をやつておられる交通安通安全週間にあつておられるので、特にやかましく言つておられると思つております。平常をいふと谷口さんのおつしやつたような傾向があるかもしれないませんが、よく警視廳にも会いましたらその点は注意をしておきませうけれども、しかしただいまはそういうふうなわけで、こつちにかましくさわいでおられるのかもしれない。それらのことについてはよく注意をいたすことにいたします。

○谷口委員 どうしても右側にされることは、長い間左を歩かすようにされておつて、今急にこつちをなされるのは納得が行かない。國民がみな左の方へ行くから、急に右へといふわけ

もないと思つて、(笑聲)これは習慣で左の方がいいのではないかと思つます。しかしどうでもやらなければならぬといふのは私どももふに落ちませぬ。そういう点で私ども保守主義です。(笑聲)

○議員國務大臣 いろ／＼の間からその点について御質問がありました、半年ばかり研究いたしました結果、この結論に達しましたよなわけで、だんだん車もふえるから、対面交通の方がよろしい。車を左側といたしておると、アメリカは右側を歩かして、どちらもアメリカは対面交通の慣習が成立しておりますが、日本で車を右に歩かせることは、世界の例に一致するのでよろしいけれども、非常にたくさん金がかかりますので、仕方がないので、車は左を歩かせる。それと対面交通を歩かせることは、危険防止の点からやむを得ないという結論に達しましたよなわけで、従つて法案の御審議を願ふことになつたわけで、決してその急の思ひつきでやつたわけではな

い。ずいぶん長い間研究いたしましたわけでありませう。御了承願ひます。

○門司委員 この法案の採決を非常に急がれておりますが、十一月までにやればよいといふことで、別に急がぬと思つております。当局の説明をいろ／＼なされておりますが、現在内まわりをやつております都市から反対の陳情が出ており、さらに反対の請願の出ている横浜名古屋でも同じだと思つて、ほんとうにこれらの機關と打合せになつた事実が疑わしいのであります。研究されたと言つておりますが、それは警視廳だけの研究で、全國的の打合せ

が行われていないのぢやないか。もし行われて妥結点が見られておるならば、同じ警察の管下にあつて、そう反対は出て来ないと思つて、もう一度お聞きをしておきたい。

○議員國務大臣 國警の方面とか、警視廳の方面、主として東京の方面と打合せはいたしました。しかしあらためて京都、神戸と打合せはいたしました。某方面の示唆がありました、それから一堂に会して打合せをするといふようなことはいたしませんでしたけれども、しかし今のところでは手続もそんなに落ちておることはないつもりであります。どういふ陳情が参つたか存じませんが、現在においては右大まわりの主義によつて、全部日本人は交通を一べんとめて、それからするといふことになつておりますが、某方面の示唆はかなり強い希望を盛り込んでおります。

○門司委員 せつかくの御答弁ですが、この問題を主として取扱いますのは大抵都市でありまして、國家警察が今日所管しておりますものの中で一番大きいものは、ほとんど警視廳くらいのものであつて、警視廳も実際はそれでないと思つて、國家警察の、この問題と直接関係のない警察と打合せをいたされましても、法案をきめる場合にはどうかと思つた。だからもし実際に都市の自治体警察との完全なる了解のできないときに、この法律で警察行政を取締るゝとするのは非常に危険があるのではないか。警察行政がおの今日のように別個になつておりまして、その地方々々で適當な処置をとつておられますときに、こつち一本

通りすがりか、その場合にたゞと云ふに似

の法律を出して、自主性をこれによつて束縛してやつて行くことは、大きな非民主的なやり方だと思ふ、なるほどサゼンションはあつたかも知れませんが、しかし強いという御注意がありまして、それは一應当局のサゼンションとして、やはり國內における態度は十分慎重を期して、おの／＼自治権を侵害しないようにしていただきたいと考へますので、ただいまの國務大臣の御意見には賛成しかねる。従つていま一應各都市のこれに直接関係のある自治体警察の意見を十分取入れて、おられにそのまゝとつた意見をこわしてもらいたい。その後この問題を審議することが私は安当だと考へる。

○議員國務大臣 その点については意見はかなり交換しております。一堂に會しての意見の交換はないけれども、事実上の交換はしております。意見はいろいろ都市の方面でもありますし、人道、車道の区別のないところでの対面交通の関係はことに問題になります。それから小まわりの関係につきましては、お説のごとくに都市ですが、しかし進駐軍方面で小まわりをやつておりますだけで、日本では全部車が待たねばならないというふうな状態になつておりますので……(ほかの都市はみな小まわりをやつてゐる。と呼ぶ者あり)いや、それは全部がやつてゐるわけではないのであります。やつてゐるところとやつていないところとあるのです。そういうわけで、異論もありません。打合せて、大部分がこのようになつてゐました。

○立花委員 これは結局十一月からやればよいので、臨時國會があるのですから、そう急がないと思ふのです。今

門司君からお話がありました。各自自治警察との御連絡も必要だと思ひます。ところが實際事にあつてゐる運轉手あるいは路面電車の手、こういう者にも事情をよく聞いていただきたいと思ふ。それから政府委員の御説明では、自動車かふえるからというところがおもな原因らしいのですが、自動車かふえましても、まだ二十万で、そのために八千万人の歩き方を全部かえなければならぬといふことは非常に不合理だと思ひます。八千万國民の声をよく聞いていただきたい。十一月までの期間に、こういう國民一般の習慣に關する問題は、公聴會でも開いておきめになる方がよいのじやないかと思ふ。特に大阪方面から出ておりますあの内側まわりの問題にいたしまして、あれは取締りの方からの御意見であります。実は路面電車の運轉手などはあれで困る。一踏に行く場合に、動き出した電車の前を横切られるので、あれではかなわぬと言つておられる。だから單に取締りの面にあつた方だけの御意見ではなしに、都市交通の労働者の御意見とか、あるいは實際の市民の歩いておる者の御意見もよく聞いていただきたい、そういうふうな御もきよめなければならぬことには思ひます。十一月からやるのに、何もきよめなければならぬことには思ひます。そういうふうな國民一般の習慣に關することは、單に法律で紙の上だけできめましても、それでことは終りません。かえつて混乱を招くといふことは當然予想されて参りますので、十分そういうふうな民主的な手續を踏んでおきめ願ひたいと思ふのです。この際そういう立場からお聞きいたしたと思ひますのは、もしこの案がきま

つたとして、具体的には十一月までにどういふ宣傳方法をお考へになつておるか。これは非常に重要な問題だと思ひます。單に法律が國會を通過しただけで決して習慣は改まるものではありませぬので、徹底的な宣傳を行わなさい、かえつて混乱が予想されると思ひます。その宣傳に關しては、どういふふうな具体的な手續を今お考へになつておるか、お尋ねしたいと思ひます。それから事故が起るとおつしやるのですが、現在の事故は、決して対面通行をやつていないから起る事故じやないと思ひます。事故の原因は決してそういうところにあるのじやなしに、たとへば車の腐朽とか、ブレーキの故障とか、そういう問題が主たるものであるし、あるいは横断の場合の事故などがおもなものでございまして、対面通行をやつていないから起る事故といふものは、そうたくさんないと思ひます。そういう点も十分御調査願ひたいと思ひます。

○議員國務大臣 私は一言だけ、十一月一日の施行期限になつております。ただけ申し上げておきますが、実は初め施行期日は八月一日だつたのです。それを特に十一月一日まで延ばしたつたのでして、周知の時日を置きましたといふことで、十一月一日にいたしました。そういうわけで、なるべく民衆によく知らして、今までの長い習慣を改めさせて、実行して行きたいという考へで、ことに対面通行の場合だけに左うなで、右小まわりをするとか、左小まわりをするとかいふことについて、別にひまはいりませぬ。その日のうちに一日もあれば実行できるのであります。しかし対面通行の点につ

ては、今までの習慣を打破するのだから、長い期間を要するといふわけで、もし臨時議會になれば、またそれから先半年から半年置かなければ相当でないといふことになりませぬので、結局非常に先に延びてしまふ。車がだんだんふえますから、今のうちに実行して行きたい。車がふえてからあそこへたまたつたのはどうするわけにも行きませぬ。そこであまりふえないうちに、早く実行して行きたい。去年の倍近くになりましたから、これからだんだん車かふえるから、今のうちに実行して行きたいといふ考へであります。

○野村委員 長い間の習慣づけられておることです。今國務大臣のおつしやつておるうちに、相當な準備期間も置かねばなりませんし、少くともこの法案は、現状においては現実的には従來のより私はいいのではないかと考へる。しかし神戸、大阪、京都、こういうところの公安委員から請願を出されておつて、久保田委員と同様のことは全部やつたのですが、東京都の現状から見ても、今の交差点の大まわり、進駐軍は小まわりをやつておりますが、こういう点から見ても、お互いが試みてその場面にぶつつかれば、今の原案の方が非常に私は進歩的だろつと思ふ。しかも今の交差点のあの面積等を考へるときにおいて、一應原案で行くことがよいと思ひます。それから人道の区別のないところの対面交叉、こういうことの方が事故が非常に防止されるのじやないか。最近特殊な車がスピードをもつて、対面交叉をやつていないために、五感の少し不自由な人は非常に事故が多い。こういう点から考へて、私は將來研究する余地は

多分にあらうと思ふ。特にさつき川本さんからもお話があつたパスの問題等については、十分この運用にあつては第一線に徹底をしていただかなければならないと、こう思ふのです。そういうある程度の準備期間を置かねばいかぬ。長い間かかつた習慣でございませぬ。しかし根本的に切りかえる必要は、實際面から見れば認められないと、こう思ふのでして、この問題に對しては質疑等も相當一應は出たのであります。この機会に、討論を用いず、原案に對して採決されんことを希望いたします。

○大森委員 これは鉄道とか軌道の方面はどうなるのですか。踏切等もありませんので、この点の調整がもうできておるのですか。あるいは船舶などはどうなるのですか。

○徳山説明員 鉄道軌道につきましては、この法案を実施いたしました結果、何も影響はございませぬ。

○中島委員 ただいま野村委員より質疑打ち切り採決に入ることの動議が出ておりますが、御異議ございませぬか。

○立花委員 これはそう急がないのじやないかと思ふのです。やはりさいせん申し上げましたように、今出ておる意見は、大阪から出ておる意見も、取締りにあつた方だけの意見で、取締られる方の意見はちつとも出ていない。たとへば自動車の問題にいたしましても、二十万台と言われましたが、そのうちのほんの一部分だけの運轉台

○中島委員 御異議がございませぬか。

○門司委員 私は反対の意見なんです。

が右側についている。日本のやつは左側についているので、一部分だけが右側についている。その二十万台のうちの特種の部分の自動車だけの有利な方に考えられるおそれがあるので、そういう問題を、たとえば自動車の運轉手とか、路面電車の運轉手とか、あるいは実際の市民の交通の問題とか、そういう問題を公聴会でもやつておきめになる方がいいのではないか。私たちはその人たちの直接の意見は今までここに聞いておりませんので、それを抜きにしてきめるといふことは、どうも手続上急を過ぎるうらみがあると思うのです。そういう点を御考慮くださいまして、本日子きめなければならぬということはないと思ひます。まだあとに一週間も会期もありますので、きようおきめにならないでもよいのじやないと思ひます。

○中島委員長 ちよつと速記をやめて……。

○福田(憲)委員 野村委員の動議を決をとつてください。きりがいいから……。

○中島委員長 速記を始めてください。

野村君が質疑打ち切りの動議を主張いたしますから、これを採決いたします。野村君の質疑打ち切りの動議に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。質疑は打ち切られました。討論に入ります。

○野村委員 これは今委員長からも仰せられましたし、一應今御意見を述べられた方々の、私らの考え方と反対の御意見もいろいろ伺いたいということ

も、これもごもつともだと思ひます。しかし、いずれにしても、見方、考え方によつて来ることだと思ひますので、そこでこの問題は、討論の手続をやめまして、原案に対して採決されることを望みます。

○中島委員長 それでは採決いたします。原案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。よつて原案は可決されました。

○門司委員 ただいまの原案は可決されましたが、私どもはこの法案に対してはまだ十分審議が盡されていないということを理由といたしまして、ここに意見の保留をいたします。

○中島委員長 本法案に対する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。部屋の都合がありますので、本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後零時四十六分散会

〔参照〕

古物営業取締法(内閣提出)に關する報告書

道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕